

PTA会員の皆さま

市川市立第八中学校PTA
会 長 佐藤 一彦

令和6年度PTA定期総会(紙面総会)のお知らせ

花咲き春たけなわのこの頃、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、令和6年度のPTA定期総会は、昨年度と同様に紙面による開催とさせていただきますので、下記の通りご案内申し上げます。


記

議 案 学校ホームページに4月12日(金)より掲載し、スキットメールにてURLをお知らせします。
審 議 Google フォームを利用した議決権行使による決議
結果報告 スキットメールにて報告します

以上

1.回答方法【対象：全PTA会員】

- ①総会議案書の内容をご確認の上、各議案に対する議決権の行使のご意思を下記 Google フォームに入力の上、ご送信ください。
- ②1世帯につき1回答でお願いします。
兄弟姉妹が在学する場合は、上のお子様でご回答ください。
- ③議決権行使は「承認する」・「承認しない」いずれかにご回答ください。

議 案	承認する	承認しない
【第1議題】 令和5年度活動報告	https://forms.gle/WQjmsS4N3EDw5iBf6 	
【第2議題】 令和5年度決算及び監査報告		
【第3議題】 令和6年度活動計画案		
【第4議題】 令和6年度予算案		
【第5議題】 PTA本部役員候補		
【第6議題】 PTA会則の改定案		

2.回答期限 4月21日(日)

紙媒体の総会資料を希望される場合は、4月16日までにPTA本部までご連絡ください
(八中PTA本部) ichikawa8pta@gmail.com

第1 議題

令和5 年度活動報告

1. P T A (本部)

- ・定期総会開催(令和5年4月書面開催)
- ・運営委員会の開催(年5回)
- ・学校行事への協力(体育祭・鶴風祭)
- ・P T A連絡協議会行事への参加
- ・市川市P T A研究大会への参加
- ・学校運営協議会への参加
- ・学年会の開催(年4回)

2. 学年委員会

- ・体育祭への協力(見回り)
- ・卒業対策委員会の発足及び開催(3年生)
- ・修学旅行プレゼンテーションに参加(1年生)
- ・3年生への受験応援グッズの準備(壮行会)

3. 文化委員会

- ・家庭教育学級を3回実施
 - 第1回 7/3 高校見学バスツアーを実施
 - 第2回 7/13 校内進路説明会の傍聴
 - 第3回 11/2 学校給食試食会の開催
 - 第4回 1/31 ライブ鑑賞会準備(インフルエンザ流行のため中止)

4. 広報委員会

- ・PTA会報誌142号(職員紹介号)・143号(卒業号)を発行

5. ハ中サポーター

- ・体育祭への協力(パトロール)

6. 少年補導員

- ・地域の方との近隣パトロール
- ・少年補導員連絡協議会への参加
- ・新任補導員研修の受講

第2議題

令和5年度 PTA会計決算報告書

市川市立第八中学校

収入の部

項 目	予算額	決算額	決算差額
繰越金	1,650,175	1,650,175	
会 費	2,406,000	1,782,830	※ -623,170
預金利息	0	0	0
収入合計	4,056,175	3,433,005	-623,170

※ 校内備蓄費を収入予算計上したが、学校集金(雑費)に変更となったための差額

支出の部

項 目	費 目	予算額	決算額	予算残高
運営費	P T A 運営費			
	諸会費	100,000	77,390	22,610
	運営費	500,000	396,951	103,049
	消耗品費	50,000	15,726	34,274
	備品費	1,000,000	49,679	950,321
	計	1,650,000	539,746	1,110,254
活動費	P T A 活動費			
	厚生費	80,000	54,000	26,000
	環境整備費	500,000	402,503	97,497
	儀式関係費	600,000	495,955	104,045
	文化・体育奨励費	30,000	15,983	14,017
	会員教養費	10,000	20,000	-10,000
	周年記念行事積立	200,000	200,000	0
	生徒活動援助費	200,000	30,180	169,820
	計	1,620,000	1,218,621	401,379
	本部・専門委員会活動費			
	本部活動費	30,000	30,000	0
	学年委員活動費	116,000	107,359	8,641
	文化委員活動費	50,000	52,530	-2,530
広報委員活動費	30,000	18,480	11,520	
八中サポーター活動費	10,000	3,000	7,000	
計	236,000	211,369	24,631	
小 計	1,856,000	1,429,990	426,010	
予備費	550,175	0	550,175	
支出合計	4,056,175	1,969,736	2,086,439	

収支残高の部

総収入決算額	総支出決算額	残 高
3,433,005	1,969,736	1,463,269

※残高は令和6年度PTA会計に繰越

令和5年度 PTA会計決算報告書

周年事業積立金

前年度繰越金	今年度積立金	雑収入(利息)	今年度支出	残高
1,000,016	200,000	13	0	1,200,029

上記のとおり、令和5年度PTA会計を報告します。

令和6年3月31日

PTA会長 佐藤 一彦



PTA会計 宇佐美 拓郎



安孫子 由美子



若山 知子



監査の結果、帳簿および書類の保存は適正にして正確に処理していることを認めます。

令和6年3月31日

PTA会計監査

鈴木 慧



林 弘仁



光川 理恵



第3議題

令和6年度活動計画(案)

1. P T A (本部)

- ・定期総会準備・開催
- ・運営委員会の準備・開催
- ・学校行事への参加・協力(体育祭・鶴風祭)
- ・P T A連絡協議会行事への参加
- ・市川市P T A研究大会への参加
- ・学校運営協議会への参加
- ・学年会の開催(年4回程度)

2. 学年委員会

- ・学校行事への協力(体育祭見守り)
- ・3年生への受験応援グッズの準備(壮行会)
- ・卒業対策委員会の発足及び開催(3年生)
- ・修学旅行プレゼンテーションに参加(1年生)

3. 文化委員会

- ・家庭教育学級企画・運営
- ・家庭教育振興大会等への参加

4. 広報委員会

- ・P T A会報誌の編集及び発行

5. ハ中サポーター

- ・学校行事への協力(駐輪場整理・見回り等)
- ・環境奉仕活動
- ・その他、イベント企画・開催

6. 少年補導員

- ・新任補導員研修の受講
- ・地区補導パトロール(月1~2回)
- ・少年補導員連絡協議会への参加

第4議題

令和6年度 P T A会計予算（案）

収入の部

項目	予算額	説明
繰越金	1,463,269	前年度繰越金
会費	1,300,000	年会費
預金利息	0	銀行利子
収入合計	2,763,269	

支出の部

項目	費目	予算額	説明
運営費	P T A 運営費		
	諸会費	120,000	振込手数料、P連負担金、各種分担金、PTA各種大会参加費
	運営費(※1)	450,000	講演会交通費、行事関係費、運営委員会開催費用等
	消耗品費	50,000	事務用品費等
	備品費	400,000	備品購入
	計	1,020,000	
活動費	P T A 活動費		
	厚生費	80,000	慶弔費、転退職お饞別
	儀式関係費	600,000	卒業記念品、入学式・卒業式に係わる費用
	文化・体育奨励費	30,000	体育祭・体育関連等の経費等
	会員教養費	10,000	講演会、新聞、図書費等
	周年記念行事積立(※2)	100,000	周年記念行事積立金
	生徒活動援助費	400,000	生徒体験学習の費用・生徒向け講演会に係わる費用
	計	1,220,000	
	本部・専門委員会活動費		
	本部活動費	15,000	役員会、会議費等
	学年委員活動費	100,000	学年活動費、会議費、壮行会プレゼント代等
	文化委員活動費	50,000	家庭教育学級運営費、会議費等
	広報委員活動費	30,000	PTA広報印刷代、編集・取材経費、会議費等
八中サポーター活動費	5,000	体育祭等協力費用、美化活動	
計	200,000		
小計	1,420,000		
予備費	323,269		
支出合計	2,763,269		

※1 運営費 : 令和6年度はPTA団体保険に加入せず 市川市ふれあい保険で対応するため減額

※2 周年記念行事積立 : 行事内容の見直しによる積立額の減額

活動費・環境整備費 : 校内整備等の修繕維持に係る費用は学校負担となるため削除

令和6年度 P T A本部役員候補

役 職	氏 名	所 属
名誉会長	川野辺 修	校 長
会 長	五月女 雅一	3年2組
副会長	林 弘 仁	3年4組・1年
	安孫子 由美子	3年4組
	若 山 知 子	3年1組
	小 島 和 子	1年
書記 (兼務)	小 島 和 子	1年
会計	宇佐美 拓郎	教 頭
	小 川 裕 紀	2年5組
会計監査	浅 原 慎 介	教務主任
	保 坂 彩	1年

※決定している方のみ掲載しました（令和6年4月1日時点）

第 6 議題

P T A 会則の改定（案）

P T A 活動全般の見直しを行い、以下の点を変更する。

第一章	総則	第 3 条	PTA 入会手続き（入会届の提出をもって入会とする）
第二章	役員	第 6 条	副会長の兼務
		第 8 条	新役員の選考委員会推薦の削除
		第 11 条	表記修正 経理→会計
第三章	総会	第 15 条	2.総会の書面開催について追記
第五章	専門委員		
		第 22 条	学年委員、八中サポーターの活動内容
		第 24 条	専門委員の選出
		第 25 条	専門委員の構成
第六章	経理		表記を会計に修正
		第 27 条	会費集金の変更 (集金方法は学校集金に準ずる)
		第 28 条	会計処理の権限追加

八中 PTA 個人情報保護方針の追記

【改正案】

第一章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第八中学校PTAと称する。
- 第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。
- 第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする。本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。~~期日までに大会届の提出がない場合は、大会に同意したと判断する。~~
- 第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 教育懇談会・講演会・講習会を開く。
 - ② 生徒の校外における健全教育をはかる。
 - ③ 生徒の就学や出席を奨励・援助する。
 - ④ 生徒の諸活動を奨励する。
 - ⑤ 会員の親睦をはかる。
 - ⑥ その他、教育発展のために必要なことを行う。

第二章 役 員

- 第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。
- ・ 名誉会長 1名（校長）
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 3名以上（**会計・書記を兼務できる**）
 - ・ 書記 1名以上
 - ・ 会計 2名以上（内1名は教頭）
 - ・ 会計監査 2名以上（内1名は教職員）
- 第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 ~~新役員候補の選出にあたり選考委員会をおく。~~
~~選考委員は、名誉会長、会長及び運営委員で構成する。~~
~~選考委員会で推薦された新役員~~の候補者は総会の承認を経て就任する。
- 第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。
副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。

【現行】

第一章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第八中学校PTAと称する。
- 第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。
- 第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする。本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。期日までに入会届の提出がない場合は、入会に同意したと判断する。
- 第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 教育懇談会・講演会・講習会を開く。
 - ② 生徒の校外における健全教育をはかる。
 - ③ 生徒の就学や出席を奨励・援助する。
 - ④ 生徒の諸活動を奨励する。
 - ⑤ 会員の親睦をはかる。
 - ⑥ その他、教育発展のために必要なことを行う。

第二章 役 員

- 第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。
- ・ 名誉会長 1名（校長）
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 3名以上（内1名は会計兼務）
 - ・ 書記 1名以上
 - ・ 会計 2名以上（内1名は教頭）
 - ・ 会計監査 2名以上（内1名は教職員）
- 第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 新役員候補の選出にあたり選考委員会をおく。
選考委員は、名誉会長、会長及び運営委員で構成する。
選考委員会で推薦された候補者は総会の承認を経て就任する。
- 第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。
副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。

【改正案】

- 第10条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。
第11条 会計は総会で決定した予算に基づき、**会計**を処理し財産を管理する。
第12条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

第三章 総 会

- 第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
第15条 1.定期総会は会長が招集し、原則として毎年度4月中に開かなければならない。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2.**招集が困難な場合は、書面等での審議をもって開催し、表決書等の提出をもって出席とみなす。**
第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長に一任する。
第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。
第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。
① 会務の承認
② 予算、決算の承認
③ 校長、教頭を除く新役員の承認
④ 会則の改廃
⑤ その他重要な会務

第四章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基づき本会の会務を企画運営する。
① 役員
② 各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）
③ 教職員代表若干名
第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。
第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

【現行】

- 第10条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。
第11条 会計は総会で決定した予算に基づき、**経理**を処理し財産を管理する。
第12条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

第三章 総 会

- 第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
第15条 定期総会は会長が招集し、原則として毎年度4月中に開かなければならない。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長に一任する。
第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。
第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。
① 会務の承認
② 予算、決算の承認
③ 校長、教頭を除く新役員の承認
④ 会則の改廃
⑤ その他重要な会務

第四章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基づき本会の会務を企画運営する。
① 役員
② 各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）
③ 教職員代表若干名
第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。
第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

【改正案】

【現行】

第五章 専門委員会

- 第22条 本会に次の専門委員をおく。
- ① 学年委員（~~学級費の会計監査、学級の連絡調整~~及び学校行事の協力等）
 - ② 文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
 - ③ 広報委員（会報の発行）
 - ④ 八中サポーター（~~P T A 及び学校行事の協力、学校美化活動~~）
- 第23条 専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。
- 第24条 専門委員は~~各学級より~~選出された委員で構成する。~~各学級の委員は担任教職員と協力して運営し、~~任期は1年とする。
- 第25条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し~~若干名の教職員顧問をおき、~~協力して運営する。
- 第26条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

第六章 会 計

- 第27条 本会の会費は、~~年間 1 世帯 2,000 円~~とする。
- 第28条 1.本会の経費は、会費により経理される。ただし、~~会費は12ヶ月間納入するが、~~活動等が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。
2. 1 件 3 万円以上の支出を行う場合は、運営委員会の承認を得る必要がある。
 3. 1 件 3 万円未満の場合は、会長の承認を得て会計する。
- 第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第五章 専門委員会

- 第22条 本会に次の専門委員をおく。
- ① 学年委員（各学年学級間の連絡調整及び学校行事への協力等）
 - ② 文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
 - ③ 広報委員（会報の発行）
 - ④ 八中サポーター（~~P T A 行事への協力、学校整備等~~）
- 第23条 専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。
- 第24条 専門委員は各学級より選出された委員で構成する。各学級の委員は担任教職員と協力して運営し、任期は1年とする。
- 第25条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し若干名の教職員顧問をおき、協力して運営する。
- 第26条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

第六章 経 理

- 第27条 本会の会費は月額1世帯300円とする。
- 第28条 本会の経費は会費により経理される。ただし、会費は12ヶ月間納入するが、活動が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。
- 第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

【改正案】

付 則

第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。

第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。

第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正

平成30年4月21日一部改正

令和3年4月30日一部改正

令和4年4月30日一部改正

令和5年4月30日一部改正

令和6年4月21日一部改正

【現行】

付 則

第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。

第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。

第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正

平成30年4月21日一部改正

令和3年4月30日一部改正

令和4年4月30日一部改正

令和5年4月30日一部改正

市川市立第八中学校PTA慶弔規程（案）

1. 慶弔

- (イ) 結婚祝 教職員について 5, 000円
- (ロ) 出産祝 教職員ならびに配偶者について . . . 3, 000円
- (ハ) 死亡
 - (1) 生徒の死亡について
 - (2) 生徒の父母、及びそれにかわる者の死亡について
 - (3) 教職員の父母、及びその子どもの死亡について
 - (4) 教職員及びその配偶者の死亡について
 - (1) ~ (4) の場合それぞれ5, 000円とする。
- (ニ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

2. 見舞い

- (イ) 必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。
その場合3, 000円とする。

3. 餞別

- (イ) 教職員の転任、退職の場合には記念品を贈るものとする。
- (ロ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

<備考> 教職員には事務職員、及び用務員も含む。

4. 付則

- (イ) 本規定は昭和50年10月18日より適用する。
- (ロ) 平成 5年 5月 1日一部改正
- (ハ) 平成10年 4月30日一部改正
- (ニ) 平成18年 4月30日一部改正

卒業対策・進路対策委員会規約（案）

第一章 名称

第1条 本会は卒業対策・進路対策委員会と称し、市川市立第八中学校に事務局を置く。

第二章 目的

第2条 本会は市川市立第八中学校の卒業及び進路指導を適切にするための諸活動を行うことを目的とする。

第三章 組織

第3条 本会はPTA会則第2章第13条の会則にそって運営委員会の承認を経て、第3学年委員をもって組織する。

第四章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 卒業に関する必要な活動を行う
2. 進路に関する必要な活動を行う
3. 本会の目的に沿う、他団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

第五章 会議

第5条 本会は機関として、保護者会及び役員会を置く。

第6条 保護者会は本会の最高決定機関であって、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の決定
2. 事業及び決算の承認
3. 役員を選出
4. 会計監査の選出
5. 本規約の改廃
6. その他全体に関する事

第7条 保護者会は市川市立第八中学校第3学年の保護者をもって構成する。

第8条 保護者会は全構成員の3分の2以上の出席（含：委任）で成立し、議事は過半数をもって決する。
可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 役員会は総会につぐ議決機関であり、事業計画、予算案の作成及び予算の執行を行う。

第六章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。なお、任期は1年とする。

1. 委員長 1名（学年部より互選する）
2. 会計 2名（学年部より互選する）
3. 会計監査 2名（学年部より互選する）

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、一切の会務を統括する
2. 会計は本会の会計を処理する
3. 会計監査は一切の会計を監査し、保護者会に報告する

第12条 本会は保護者会の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は第3学年主任とし、本会の運営に適切な助言を行う。

第七章 会費及び会計年度

第13条 本会の会計は会費をもってあてる。

第14条 本会の会費は原則として年間9千円とし、3回の集金をもって徴収する。

第15条 本会の会計年度は4月より、翌年の3月までとする。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。
平成28年4月23日一部改正

第八中学校PTA個人情報保護方針（案）

第1条（目的及び定義）

1. 市川市立第八中学校PTA（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA加入の際に入手した個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
 - （1）会員とは、市川市立第八中学校PTAの会員をいう。
 - （2）本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者等から委任を受けた者をいう。

第2条（本会で取り扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- （1）会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
- （2）会員の生徒の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）クラス
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

1. 本会の個人情報管理責任者をPTA会長とする。
2. 本会は、市川市立第八中学校（市川市大和田4丁目9-1）内のPTA会長が指定する施設のできる保管庫で適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - （1）会費集金・管理
 - （2）本会役員の選任
 - （3）名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
 - （4）関係文書の送付
 - （5）作品などの募集・管理
 - （6）その他、運営委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得る必要がある。

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報は運営委員会が必要と判断した場合以外は、第三者に提供することはできない。なお、運営委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、卒業又は転出による退会、本人からの申し出があった場合は、速やかに破棄もしくは返還する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、運営委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則 本取扱方針は令和6年4月21日より施行する。